

森林組合だより



升田から見た鳥海山



平成30年10月24日 郡山市

主なもくじ

- ① 第11回通常総代会 2・3
提出議案、損益計算書、運営基本方針等
- ② やまがた森の感謝祭2019 4
- ③ 森林環境税と森林環境譲与税 5
- ④ 組合員資格変更届、森林土地取得に係る届出 6
- ⑤ 伐採届、木材市況等 7
- ⑥ 地区座談会、新人紹介等 8

第11回 通常総代会



【全議案原案のとおり可決】
 去る令和元年五月二十八日第十回の通常総代会が、平田農村環境改善センターで行われました。
 総代総数二五〇名の内、本人出席一五三名、書面出席二五名、委任状四名、合計一八二名を以って開催されました。
 最初に代表理事組合長高橋治雄より挨拶があり、ご来賓の方々の祝辞並び、紹介に続き議長に北俣の阿部時男氏を選出し質疑に入り、全十議案原案のとおり可決承認されました。

上程された議案

- 第一号議案
平成三〇年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案注記表及び附属明細書承認の件
- 第二号議案
令和元年度事業計画設定の件
- 第三号議案
令和元年度借入金最高限度決定の件
- 第四号議案
令和元年度余裕金預け入れ先金融機関決定の件
- 第五号議案
令和元年度一組員に対する貸付金及び債務保証の最高限度決定の件
- 第六号議案
令和元年度賦課金及び徴収方法並びに徴収期日決定の件
- 第七号議案
令和元年度役員報酬決定の件
- 第八号議案
令和元年度造林補助金事務取扱手数料率決定の件
- 第九号議案
定款一部改正の件

令和元年度 運営の基本方針

令和元年度は新たな森林管理制度が運用され、意欲と能力のある事業体に経営を委託されま

す。当管内においても豊富な森林資源を多面的に機能を発揮させるべく、施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備、国産材安定供給体制の構築、組合員・社会の信頼される開かれた組織づくりを推進します。

また、やまがた森ノミクス推進条例に基づき、県が実施する施策に協力しながら、森林の適正な整備及び保全並びに、林業の振興に積極的に取り組むとともに、「やまがたの木（A材）」の利用拡大戦略に基づき利用拡大や、増大する集材材、合板用材及び木質バイオマスの需要に対応し、組合員の所得の増大と森林経営意欲の向上につなげていきます。このため、組合は引き続き森林施業プランナーやフォレストワーカー・フォレストリーダー等の人材育成をはじめ、コンプライアンス体制の確立や労働安全衛生の推進等により、組織や経営体制の充実強化に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・ やまがた緑環境税事業の推進
- ・ 緑の雇用現場技能者育成対策事業の実施
- ・ 作業班の労働安全衛生管理
- ・ 組合広報「森林組合だより」の発行やHPの立ち上げ
- ・ 森林経営計画並びにやまがた緑環境税など地区座談会の開催
- ・ 自伐林家の軽トラ林業の啓蒙
- ・ ボランティア活動への参加と
- ・ インターシップへの協力
- ・ 販売部門
補助制度を活用した林産請負事業の積極的推進
- ・ 庄内木材流通センター・発電用材・チップ用材・ペレット用材等、販売事業の推進
- ・ 施業地の集約化を図り、路網整備を行い高性能機械を活用し木材利用を図る
- ・ 森林整備部門
組合員の間伐、造林、保育作業の拡大
- ・ 間伐実施推進事業の促進
- ・ 県・林業公社・市町有林の保育受託事業の実施
- ・ 森林病害虫の徹底駆除
- ・ 森林整備地域支援活動交付金事業の推進
- ・ 森林国営保険の加入促進
- ・ 労働災害補償制度等の加入促進
- ・ 林業関連資材の普及販売
- ・ 優良造林苗木の斡旋
- ・ 制度資金の啓蒙

- ・ 指導部門
森林整備・林業再生事業等の推進
- ・ 提案型集約化の推進

平成30年度 損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日) 単位：円

科 目	合 計
I 事業総損益	
1 収 益	405,089,499
2 費 用	285,444,702
事業総利益	119,644,797
II 事業管理費	
1 人件費	83,248,249
2 旅費・交通費	321,759
3 事務費	2,494,085
4 業務費	2,274,689
5 諸税負担金	4,655,456
6 施設費	20,886,428
7 雑 費	630,289
事業管理費計	114,510,955
事業利益	5,133,842
III 事業外損益	
1 事業外収益	2,342,356
2 事業外費用	427,407
事業外損益	1,914,949
經常利益	7,048,791
IV 特別損益	
1 特別利益	132,249
2 特別損失	1
特別損益	132,248
税引前当期利益	7,181,039
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	0
当期剰余金	7,181,039
前期繰越剰余金	5,576,672
当期未処分剰余金	12,757,711

【事業区分(部門別)】

部 門	費 用	収 益	損 益	
指 導	10,819,224	16,783,703	5,964,479	
販 売	5,717,807	14,833,579	9,115,772	
森林整備	森林整備	154,181,824	227,749,828	73,568,004
	利 用	109,908,483	141,070,108	31,161,625
	福利厚生	1,077,987	74,000	-1,003,987
	購 買	3,739,377	4,578,281	838,904
	金 融	0	0	0
計	268,907,671	373,472,217	104,564,546	
合 計	285,444,702	405,089,499	119,644,797	

平成30年度 剰余金処分案

科 目	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金		12,757,711
II 剰余金処分額		6,500,000
1. 法定準備金	1,500,000	
2. 任意積立金	5,000,000	
III 次期繰越剰余金		6,257,711



軽トラ林業活動中



現在組合では軽トラ林業事業を行っております。昨年度は九月からの開始にもかかわらず、二〇一台の納材がされました。森林整備のきっかけとなる事業として組合員の皆様から利用をお待ちしております。

申し込みは随時受け付けておりますので、気軽にお問い合わせください。



やまがた森の感謝祭



去る6月1日、眺海の森にて「やまがた森の感謝祭2019」が開催された。

好天に恵まれた中、松山砲術演武の号砲に始まり記念植樹や森づくり活動など多彩な行事が開催され、吉村知事はじめ大勢の方がお祭りに参加されました。



森林環境税と 森林環境譲与税

森林環境税創設の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守ることにつながります。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっています。

今回の新たな税は、このような現状認識の下、

①パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、

②森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村自らが管理を行う「新たな森林管理システム」を創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されることとなりました。

税の仕組み

森林環境税は、国民から税をいただく森林環境税(仮称)と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税(仮称)という2つの税から構成されます。

森林環境税(仮称)は、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として一人年額一、〇〇〇円を上乗せして市町村に徴収していただきます。徴収については、市町村から国の交付税及び与税特別会計に入ります。個人住民税均等割の納税義務者が全国で約六千万人ですので、税の規模は約六〇〇億円となります。時期については、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが平成三五年まで行われていること等を踏まえ平成三六年から課税することとされています。

森林環境譲与税(仮称)は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与(配分)します。森林環境譲与税(仮称)は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、後述する「新たな森林管理システム」の施行と合わせ、課税に先行して、平成三一年度から開始されます。

譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入により対応することとし、譲与額を徐々に増加するように設定しつつ、借

入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって償還することとされています。

税の用途

森林環境譲与税(仮称)の用途については、

①間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための、

②人材育成・担い手の確保

③木材利用の促進や普及啓発に充てなければならぬこととされています。また、都道府県は、これらの取組を行う市町村の支援等に充てなければならぬこととされています。

これまで様々な課題等により手入れができていなかった森林における間伐・路網等の森林整備や、このための意向調査・境界画定、さらに森林整備を担う人材育成や担い手の確保等の取組を推進していただくこととなります。

新たな森林管理システム

わが国の森林、特に人工林は、資源が充実し主伐期を迎えつつあります。一方で、森林現場には、森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況です。

このため、林野庁においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「新たな森林管理システム」を創設することとしており、関連法

案を今国会に提出し、平成三一年四月からの施行を目指しています。森林環境税は、この新たな仕組みの創設を踏まえて創設されるものです。

新たな仕組みにおいては、

①森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採・造林・保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、

②森林所有者自らが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねていただき、

③経済ベースにのる森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、

④自然的条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行うこととしていきます。

この仕組みの下で、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取組に必要な財源として、森林環境譲与税(仮称)の一部を充てることとしていくところとなります。



組合員資格等の変更届について

組合員の方で山林の相続や売買などにより、所有名義や所有面積等の移動があった場合はご面倒でも変更の手続きをお願いします。

届出の用紙は本所並び支所にございますので、必要事項を記入のうえ提出願います。

組合員情報は、個人情報保護規程に基づき取扱いを行いますので、他の目的に使用及び流通することは一切ございません。

森林整備に対して「補助金」が出ます！

造林補助申請の有無に関わらず、組合直営労務班に作業を委託した場合、森林組合独自で助成します。

(一反歩あたり)

- | | |
|----------|--------|
| 一・ 造林・植付 | 一、〇〇〇円 |
| 二・ 下刈り | 一、〇〇〇円 |
| 三・ 除間伐 | 一、〇〇〇円 |
| 四・ 枝打ち | 一、〇〇〇円 |

※組合員に限る



森林の土地を取得したときは届け出が必要です。

森林の土地の所有の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届け出制度が創設されました。

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届け出として森林の土地の所有者届出が必要です。

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届け出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続の日から90日以内に法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。



令和元年 庄内木材センター5月市況

単位：円/m

樹種	長級 (m)	径級 (cm)	高値	中値	安値	前回比	備考
スギ	4.00	36上	16,200	12,600	11,880	△	選木
〃	〃	30上					
〃	〃	20上	12,852	11,880	10,800	○	
〃	〃	14~18	10,800	10,080	8,640	○	
〃	〃	13下	8,640	8,280	-	○	
〃	3.65	20上	12,780	12,240	-	○	
〃	〃	14~18	11,196	10,080	-	○	
〃	3.00	20上	12,600	11,880	-	○	
〃	〃	14~18	11,880	10,800	8,280	○	

△高 ○保合 ●安

全体的に価格は落ち着いていますが荷動きは良好です。

来月は、虫害の心配もあり、出荷が減少すると思われるので、伐採の際はぜひご一報ください。

松くい虫防除について

防除については毎年ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。
います。

当組合としましても先人の守り育ててきた松林を守るため防除作業を進めております。

春の防除のほか、秋にも関係機関との連携のもと、計画的且つ敏速に対応していきますが、防除を行うにあたり、皆様の私有地や私道に立ち入ることとなりますので、何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

作業には万全を期す所存ですが、塩ビ管破損等その他不具合がございましたら、遠慮なく組合まで連絡くださるよう、重ねてお願い申し上げます。



伐採届について

- 森林を伐採する場合は、届け出が必要です
対象森林は？
- ▶ 保安林と民有林が対象となります
- だれが届けるのか？
- ▶ 森林所有者が自分で伐採する場合は所有者立木を買受けて伐採する場合は買受人
- 届出の時期は？
- ▶ 伐採を始める90日前から30日前まで
- 届け先は？
- ▶ 市町村役場の林務関係の窓口

地区座談会の開催について

座談会スケジュール表

日	時	会	場
7月22日(月)	午後1:30～	酒田市南部コミュニティーセンター	会議室1
7月23日(火)	午前9:30～	松嶺コミュニティーセンター	第1研修室
	午後1:30～	北庄内森林組合 酒田支所	2階会議室
7月24日(水)	午前9:30～	遊佐町生涯学習センター	2階 第2研修室
	午後1:30～	ひらた生涯学習センター	中研修室
7月25日(木)	午前9:30～	東平田コミュニティーセンター	講堂
	午後1:30～	吹浦まちづくりセンター	2階 防災会議室2
7月26日(金)	午前9:30～	稲川まちづくりセンター	講義室
	午後1:30～	観音寺コミュニティーセンター	研修室2

左記のスケジュール表のとおり座談会を開催いたしますので、ご都合のつく方どなたでもご参加ください。
また、不明な点があれば、事務所まで問い合わせください。

新人紹介



小松 修 (30歳)

酒田市北沢出身

人と自然をつなげるような仕事をしていきたいと思っています。

お知らせ

賦課金の払い込み領収の為、酒田支所に七月三
一日まで総務職員が常駐いたしますので、お気軽
にお立ち寄りください。
なお、毎週火曜日と金曜日の午前中は常駐いたし
ますので、お知らせいたします。

よろしく
おねがいします

池田 政裕 (31歳)

酒田市千日町出身

まだ判らないことばかりですが、これから学んでいながら森林組合の一員として精一杯頑張りたいと思います。

